

公開草案「SASB®スタンダードの国際的な 適用可能性を向上させるための方法論及び SASBスタンダード・タクソノミのアップデート」 の概要

2023年5月

サステナビリティ基準委員会 事務局

- ✪ 本資料は、2023年5月11日に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）から公表された、**公開草案「SASB®スタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」**（当ED）（コメント期限：**2023年8月9日**）の概要をお示しするものである

*本資料では、旧サステナビリティ会計基準審議会（SASB）が公表した77産業に関する産業別基準を総称して「SASBスタンダード」という。

また、本資料では、ISSBの公開草案「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』」を「S1基準案」といい、確定した基準を「S1基準」という。また、ISSBの公開草案「IFRS S2号『気候関連開示』」を「S2基準案」といい、確定した基準を「S2基準」という。

- IFRS財団は、SASBスタンダードの維持、向上等に関する受託責任を負う
- 2023年6月に公表される予定のS1基準では、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し開示するにあたり、SASBスタンダードを考慮することが要求される予定である
- SASBスタンダードの中には、「**法域固有の参照 (jurisdiction-specific reference)**」(法域固有の法令等に基づく指標等)の開示が要求されているものもあるため、ISSBは、**国際的な適用可能性を向上させること**を目的として、SASBスタンダードの修正を検討することを決定している
- 当EDは、**気候関連以外のSASBスタンダード**の国際的な適用可能性を向上させるにあたり、ISSBが用いる**方法論**に関して、コメントを求めるものである*
 - S2基準が公表される際 (2023年6月予定) に**、ISSBは、SASBスタンダードにおける**産業別の気候関連開示をS2基準に含まれる内容に整合させる**ため、対応する**SASBスタンダードのアップデート**を公表する予定である (したがって気候関連はコメント対象外)

*SASBスタンダードの修正を反映するための、SASBスタンダード・タクソノミのアップデートに対するアプローチ案についても、当EDにおいてコメントの対象とされているが、本資料においては対象外とする。

- ✦ ISSBが提案する方法論は、**SASBスタンダードの国際的な適用可能性を、内容の構成や内容の当初の意図を実質的に変えることなく、向上させることを目的としている**
- ✦ また、当該方法論は、一般目的財務報告書の利用者の意思決定に有用であることを維持することを確保しつつ、修正により、作成者にとっての適用のコストを増大させないように設計されている

🍀 SASBスタンダードの指標の修正は、**次の順番で**行うことが提案されている

1. 法域固有の参照を置き換えるため、基準、定義又は計算方法について、利用可能な国際的に適用できる参照を代わりに用いる



2. 法域固有の参照を置き換えるため、基準、定義又は計算プロセスについてのより一般化された参照を提供する



3. 法域固有の参照を置き換えるため、適用可能な法域の法律、規則、方法論又はガイダンスを作成者が用いることができるように、一般化された法域の参照を採用する



4. 限定的な場合において、国際的な適用にふさわしくない開示の指標や、特定の法域外では国際的に同等のものが識別されない開示の指標を削除する



5. 開示トピックの完全性を維持するための関連性のある置換えが識別できる場合には、一般目的財務報告書の利用者のニーズを満たすため、法域固有の指標を削除し置き換える。これは、リサーチに基づいて、できる限り、当初の指標の意図と整合させる

